秋田市告示第300号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項および同条第５項において準用する同法第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の３の規定により告示する。

令和８年10月５日

秋田市長　沼　谷　　純

１　指定

事業所名称	所　在　地	指定年月日
ショウエイ訪問看護ステーション秋田居宅介護支援事業所	秋田市東通七丁目１番１号ＲＫビル２階２号室	令和８年８月１日
訪問看護ステーションはたはた	秋田市寺内大小路２番28号大小路貸家Ｂ	令和８年８月１日
のんのこデイサービス	秋田市寺内堂ノ沢一丁目８番37号	令和８年８月１日
御野場病院	秋田市御野場二丁目14番１号	令和８年５月１日

２　廃止

事業所名称	所　在　地	廃止年月日
特定施設入居者生活介護スマートホーム	秋田市手形新栄町４番１号	令和８年８月31日